

# 大宝令復原研究の現段階 (二)

—僧 尼 令—

砂 川 和 義  
成 瀬 高 明

本稿は、「大宝令復原研究の現段階(一)」（法制史学会『法制史研究』三〇号）に続くものであり、前回の四名（砂川和義・中澤巷一・成瀬高明・林 紀昭）で出発した日本古代法史研究グループのうち二名（砂川・成瀬）が、今回は僧尼令を対象として、その大宝令復原研究の現段階について分析検討した案をグループの討議にかけ、『令集解』の巻別に巻第七（及び解題他）を砂川が、巻第八を成瀬が各自の責任に於て分担執筆したものである。

なお、本稿の趣旨他、表記方法等は前回の分を参照されたいが、今回所載誌も変わるのので、表記方法のとりきめに關する所だけを前回分から左に転載しておく。

【各条（条文番号は岩波『律令』に従い）でくくって表示する】毎に、養老令条文（岩波『律令』に従う）を列挙し、その横に

- ① 養老令と同じ語句が大宝令で存在することが確認される場合は該当箇所○印を、
- ② 同語句の存在が推定される場合は△印を、
- ③ 大宝令では異なる語句が存在したと確定される場合は当該語句を、
- ④ 異なる語句が存在したと推定される場合は推定語句とその下に・印を、
- ⑤ 大宝令では当該語句がなかったと確定される場合は×印を、
- ⑥ なかったと推定される場合には×印の下に・印を、
- ⑦ 大宝令では当該語句が存し、養老令で削除されたと確定される場合は、養老令の該当箇所×印を、そしてその横に大宝令の語句を、
- ⑧ 大宝令で存し、養老令で削除が推定される場合は、×印を打った養老令該当箇所の横に記す大宝令語句の下に・を付す。

以上の形式で表記することを原則とする。更にその判定根拠を示すために、該当箇所毎に数字を丸で囲んだ①の如き記号を配し、各条文の後にその記号に対応して、必要最小限の根拠史料△『続日本紀』は「続紀」・『大日本古文書』は「大日古」・『藤原宮木簡』一『平城宮木簡』一・二による木簡は「藤原木簡」「平城木簡」及びその木簡番号の略称を用いる。また奈良県教育委員会編『藤原宮』所載木簡は「藤原宮木簡」及びその木簡番号、『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』所収木簡は「藤原概報」何冊何頁で表示する。但し『令集解』古記を引用する際は史料名無しに「……………」(国史大系本頁数/行数)、他私記を引用する際は「……………」(同本頁数/行数・私記名)の

形式で掲げるV・及び先行研究へそのうち体系的に復原を試みた瀧川政次郎氏『律令の研究』は「瀧川」と、坂本太郎氏「大宝令と養老令」(『古典と歴史』)は「坂本」と、岩波『律令』は「岩波」と略称させて頂くVより復原を勘案した根拠を述べる。】

少しでも見やすいものにするために、今回は表記上の工夫を若干加えてみたが、担当者の違いによって表記に差が出た面もある。よろしく類推を乞い、諒解を願うと共に、御批判・御教示をお願いする。

## 七 僧尼令

僧尼令は、僧尼を仏呪的奉仕者たらしめようとする律令国家による僧尼統制法である、というのが現在ほぼ共通の認識となっている。従って、その中には僧尼に対する禁止・刑罰条項が極めて多く存在する故に、僧尼令は令でありながら律的性格を持つものであり、さらに、また一方では僧尼の法的特権等をも認めるものである。いづれにせよ、僧尼乃至仏教々団を律令という俗法の枠内に押え込もうとするところに、僧尼令の基本的な性格が窺える、と云っていいであろう。

さて次に、僧尼令に関する研究の沿革を記し、あわせて本稿の意義についてもふれておきたい。

まず第一に、三浦周行「僧尼に関する法制の起源」(同『法制史の研究』<sup>04</sup>以下、三浦と略記V)を、僧尼令

研究の先鞭をつけたものとして、あげなければならぬ<sup>(1)</sup>。以後幾多の研究が積み重ねられて来ているが、近年少し異った様相を見せ始めたと思われる。すなわち、その当初は、僧尼令の特質を明らかにするために、どちらかといえば僧尼令のいわば成立をめぐる諸問題(僧尼令の、編纂者・編纂成立時期・成立の背景・母法・大宝養老両令間の異同<sup>(6)</sup>・宗教的基盤——特に戒律との関係——等の諸点<sup>(7)</sup>)に、主たる関心が払われてきた(右諸点につき網羅的、かつ僧尼令一篇にわたる主要な論者は、先の三浦の他、井上薫「古代仏教制度論——僧尼令の成立をめぐる諸問題——」(藤直幹編『古代社会と宗教』<sup>51</sup>と二葉憲香『古代佛教思想史研究』<sup>62</sup>以下、二葉と略記)とであろう)。それに対して、近来はむしろ僧尼令の個別条文の詳細な分析及びそれを通じて、僧尼令全体の構造的把握ないし僧尼令の全律令法体系に占める位置付け等の解明に向いつつある、といひ得る(ここに含まれる主要な論者に、中井真孝「僧尼令・准格律条について——律令的官僧身分の規定——」(『ヒストリア』五六号<sup>70</sup>以下、「中井」と略記)<sup>(8)</sup>、橋本政良「僧尼身分の設定と得度官許制——僧尼令の法構造——」(『日本歴史』三一〇号<sup>74</sup>)<sup>(9)</sup>及び最近の井上光貞『日本古代思想史の研究』<sup>82</sup>以下、井上と略記)がある)。研究段階にさしかかっている。

このような段階に於て、当面の大宝僧尼令の復原という問題に焦点を絞れば、大宝と養老の僧尼令の異同についての主要な先行研究には三浦・瀧川・坂本・二葉・中井・井上等がある。とりわけ二葉<sup>(11)</sup>、中井<sup>(12)</sup>さらに大宝令復原一般にあたっての古記説の取り扱いについての問題提起を行なった松原弘宣『令集解』における大宝令——集解編纂時における古記説の存在形態について——(『史学雑誌』八三編十一号<sup>74</sup>以下、松原と略記)からわかるように、大宝僧尼令復原研究は一層その精緻の度を加えつつある。しかし、先行の復原に関する諸研究に問題のある箇

所も見受けられるので、今一度慎重に、先行の研究を検討し直し、その結果を復原条文の形にして、大宝僧尼令の原形に一步でも近付こうとすることは、必ずしも意義のないことではあるまい。

ところで、前述の異同についての諸研究のうち、異同の有無にかかわらず大宝僧尼令の全条文について、復原を行なっているのは、二葉と井上(但、第一五・二五の二箇条を除く)とであるから、両者を中心に検討を進めて行くこととする。

(1) 一条冬良が父兼良の講義を筆記した『後妙華寺殿令聞書』(続群書類従完成会『続群書類従』第十輯上)に「唐ノ開元令ニハ僧尼令ナシ。唐ノ道僧格ト云書ヲ以テ。僧尼令ニツクリナス也」とあるのを承けて、佐藤誠實「律令考」(『国学院雜誌』五卷十三号<sup>91</sup>以降六卷三号迄連載、同六八卷八号再掲載)は、道僧格と僧尼令の母子關係を推測する。成程、三浦は右の「見解に基いて書かれた論文」(瀧川政次郎「佐藤誠實博士『律令考』解題」(『前掲誌六八卷八号』))であっても、僧尼令一篇の研究の嚆矢を放ったものをあげるならば、この三浦であることに異論はなからう。

(2) 本文後述の僧尼令一篇にわたる三論著の内、二葉は編纂者にふれず、井上薫「同」は三浦の考えの方向で一層詳細に編纂者の確定をはかっている。現在、編纂者については、これを超える研究を知らない。

(3) 近江令成立説——瀧川<sup>31</sup>、浄御原令成立説——竹内理三「延喜式に於ける寺院」<sup>35</sup>のち「律令制と貴族政權——第II部 貴族政權の構造——」<sup>58</sup>所収、後述の二葉及び柴山正顯「古代国家と仏教——国家仏教の成立をめぐる一試論」(『駿台史学』二八号<sup>71</sup>)、大宝令成立説——橋本政良「天武・持統朝の仏教統制——法制化への動き——」(『史学研究』九六号<sup>66</sup>)

(4) 家永三郎「上代佛教思想史研究」<sup>50</sup>改訂版、五島正樹「僧尼令成立の背景についての一試論」(『日本上古史研究』三〇号<sup>59</sup>)、田村圓澄「僧尼令成立の歴史的背景」(『史淵』八十四輯<sup>61</sup>)

(5) 瀧川政次郎『中国法制史研究』(旧『支那法制史研究』<sup>40</sup>)、秋月觀暎「道僧格の復舊について」(『歴史』四輯<sup>52</sup>)、同

「唐代宗教刑法に関する管見」(『東方宗教』四・五合集号<sup>54</sup>)、諸戸立雄「中国に於ける度牒初授の年代について」(『文化』十五卷四号<sup>51</sup>)、同「唐初に於ける仏教々団の統制」(『文化』十六卷六号<sup>52</sup>)

(6) 三浦、瀧川、後述の二葉が僧尼令一篇に言及している(但、前二者は異同箇所だけを問題にする)。二葉は2)の大宝令復原作業の過程で浄御原僧尼令を想定したが、虎尾俊哉「令集解考証三題」(『弘前大学人文社会』三三号<sup>54</sup>)、のち同「古代典籍文書論考」<sup>52</sup>所収、以下引用はこれによる)によって明快に否定された。この否定は、『令集解』の中の「古令」や「前令」を大宝令と解しなければならぬという通説の再確認(虎尾前掲書一九八)ではあるが、今後の大宝令復原研究に於ける諸法家の説の取り扱いについては一層慎重な検討が必要であることを示すものであろう。

(7) 石田瑞磨『日本佛教における戒律の研究』<sup>63</sup>、渡辺茂「律令制下の僧尼統制について」(函館人文学会『人文論究』二十一号<sup>61</sup>)

(8) 従来からの大宝令復原方法に、方法的反省を加えている点、並びに准格律条という個別条文に限られたものではあるが、その論理構造に迫っている(詳細は当該条の復原註参照)点を考え、従来からの「異同」(註(6)√には含めない。なお、同「僧尼令における犯罪と刑罰」大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』<sup>76</sup>所収もここへ加えるべきであろう。

(9) これに続くものが、同「僧尼令の科罪方式(上)・同(下)」(『続日本紀研究一七四』<sup>67</sup>・一七五<sup>67</sup>)であり、両篇一セツトで「僧尼令の法構造」を究明しようとするものである。ただ、本文所引論稿(『日本歴史』三三〇号)冒頭は「僧尼令の全体の構造と法文間の意味連関を究明するという点では、どの研究もいまだ手を染めておられないように思う」と記載するが、既に難波俊成「僧尼令の構成と成立について」(『仏教史学』十三卷二号<sup>67</sup>)が、僧尼令の全体にわたって、その法構造をとらえようと試みていたのではなからうか。

(10) 僧尼令一篇にわたらない個別条文の復原研究をも含む。

(11) 註(6)参照。

(12) 註(8)で述べた方法論的反省を指す。

僧尼令第七

凡式拾柒条<sup>②</sup>

①「制有禁約、謂此僧尼令諸条也」(253/9b)とあり、大宝令に僧尼令という篇目が存したことは明白である。統紀大宝元年六月壬寅朔条「令正七位下道君首名説僧尼令于大安寺」は、このことを裏付けるものである。

② 条文数については、27)―④参照。

1) 凡僧尼、上觀玄象、假説災祥、語及国家、妖惑百姓、并習読兵書、殺人奸盜、及詐称得聖道、並依法律、付官司科罪<sup>⑥</sup>

①「玄象謂天也、災謂惡事也、祥謂善事也、国家謂大八洲之内諸国也」(207/5b)から「玄象」、「災祥」、「国家」、が、大宝僧尼令条文に存した字句として復原できる(二葉一三七、井上三四七)。△以下、復原につき問題のある個所以外は、復原根拠となる古記等だけを示すに止める▽

②「讚云、問、上字意、称、称天曰上天也、……、一云、語及国家者、百姓不妖惑、仍入此条、或語不及国家、而妖惑百姓者、亦同、古記為兩説」(208/2b讚)の「一云」から「古記為兩説」までを引用した二葉(一三七)は、これを少くとも「語及」・「妖惑百姓」を復原する根拠にしている(「国家」は既に1)―①で復原できる)よう

である。井上(三四七)は、大宝令にあった字句としては、「語及」・「妖惑百姓」をあげていない。これらの字句は、讚記所引の「一云」にある字句であるが、これらの下に附載の「古記為兩説」から「一云」にあるのと同じ字句が古記にもあったと理解すれば、この「一云」の字句を復原史料として使用し得よう。しかし、讚記所引の「一云」の性格は、まだ解明されていないし、また、穴記(207/6a)所引「一云」中にも同一字句が見受けられるけれども、これを、穴記が「一云」として古記所引の「一云」を採引したものと考えてもよいのかどうかは判然としない(虎尾前掲書二〇六参照)ので、「語及」・「妖惑百姓」は存在したであろう、と推測するに止めておかざるを得ない。ただ、1)―⑥にあげる続紀壬辰条をもあわせ考えると、この字句が存在した可能性は極めて高い、といわなければならない。

③ 「奸、謂娶亦同、……盜、謂強盜」(209/4a)、(二葉一三八、井上三四七)、1)―⑥参照。

④ 「聖道、謂仏聖之道也、問、詐稱得聖道坐出口、乃坐不」(210/8a)、(二葉一三八、井上三四七)、1)―⑥参照。

⑤ 「並依法律、謂与俗人同也」(211/3b)、(二葉一三八、井上三四七)

⑥ 「問、僧尼犯徒以上……、又初条云、奸盜依法律付官司科罪」(241/3b)から「付官司科罪」も復原字句としてつけ加えうる。しかし、二葉はこの古記を引用せず、井上もこの字句にはふれていない。

なお、続紀養老元年四月壬辰条(大系本六八)中の「貌似桑門、情挾奸盜、(中略)詐稱聖道、妖惑百姓、道俗擾乱」は、大宝僧尼令の此の条文の存在の傍証となるものであるという(二葉一三八)。また、瀧川(五五〇)は、大宝獄令復原に当って本条と21)に言及している。



2) 凡僧尼、卜相吉凶、及小道巫術療病者、皆還俗、其依仏法、持呪救疾、依道術符禁湯藥治療者、不在禁限

① 「卜相吉凶、謂占筮、相地也」(215/1a)、(二葉一三八、井上三五〇)

② 「小道、謂小厭小符之類、俗云、小用師也」(215/1a)、(二葉一三八、井上三五〇)

③ 「巫術、謂卜者筮者行事也」(215/3b)、(二葉一三八、井上三五〇)

④ 「持呪、謂經之呪也」(215/6a)、(二葉一三九、井上三五〇)

⑤ 「釈云、……、前令制湯藥、今令不在制限」(215/3a釈)・「道術符禁、謂道士法也、今辛国連行是、湯藥、謂

万種丸藥散藥湯藥皆是」(215/6a)さらに「穴云、問、依医方治者何、答、古令、依道術符禁湯藥治療者、今

除湯藥字、明不還俗、但為非持呪故、合有異科、額云、從違令也」(215/3b穴)、(二葉一三八、井上三五〇)とあるこ

とから、大宝令本条文八註(6)参照に「依道術符禁湯藥治療者」(以下この十文字を道と略記する。なお、

「道術符禁」と「湯藥」とは、切り離せないと考える、なぜならば穴記の古令引用の仕方からみて、道は取意文

ではなさそうなこと、及び⑤の古記が「道術符禁」・「湯藥」をこの順序で連記していることから。後述の黒板論

文(西岡論文集)二八参照)の字句があったことはわかるが、その占める位置が問題となり、諸説が提示されて

きた。しかし、諸説とはいっても、結局道を本条文のどの位置にあったとするかという大筋だけみれば、諸説

の結論は、道を、大宝僧尼令本条文になかったとは確(推)定できない「還俗」を境にして、その前(「小道巫

術」に続く)にあったとするか、その後(「持呪救疾」の下)にあったとするかで、二分し得るので、諸説をこ

【前にあったとする説】○瀧川四五三、○黒板昌夫「奈良時代の道教に就いての試論」(西岡虎之助編『日本思想史の研究』所収二八)、○坂本太郎「歴史地理学会四月例会講演要旨」(『歴史地理』七七卷六号七八)〔文責在記者〕、ここでの坂本説は、「治療」の際の「道術符禁」を禁止、「湯薬」を不禁止と二分するようである)、○下出積興「律令時代における道士法の存在形態——国家体制との関係を中心として——」(『金沢大学法文学部論集』哲学史学篇一、十八註10、なお、同『日本古代の神祇と道教』二八三註19も同じ。さらに、同「道教史についての一つの問題」(『史学雑誌』五九編五号七三)も僧尼令に現われる道教方術の排撃について大宝令と養老令において相違はない、とする)、○安津素彦「養老元年の詔と養老僧尼令について」(『神道学』四五号三八は、後述のCの令を養老令とする。しかし、そのためにあげられている根拠だけでは説得力に欠けるといわざるをえない)

【後にあったとする説】○三浦一一一八、○辻善之助『日本仏教史』第一卷上世篇一一〇、○二葉憲香「飛鳥浄御原令における僧尼令」(『龍谷史壇』四四号五四、二葉一四四も同じ)、○虎尾前掲書一八九、○岩波五四二、○井上三五〇(井上は道末尾の「者」を穴記の「古令」からの引用を示す「者」とするが、道全部を「古令」の字句として解されよう)

なお、右の〔前・後〕二様の解釈が成立つ、とするものに、坂本太郎「大宝令と養老令」(岩橋小弥太博士頌寿記念会編『日本史籍論集』上卷十三、のち坂本『古典と歴史』所収一六五)がある。

さて、道の位置の問題を解決するための史料は、先ずは次のA・B・Cである。⑤の古記には、後にふれる。

A 道全部を含む前掲穴記(2)⑤

B 前掲令釈(2)⑤

C 「僧尼依仏道、持神呪以救溺徒、施湯藥而療痼病、於令聽之」(統紀養老元年四月壬辰条)

これらA・B・Cは、いずれも、道に関連する大宝令復原史料であるから、大宝令本条に於ける道の位置確定のためには、ABCを相互に矛盾することのないように解釈しなければならない。

Aについては、その中の「古令道者、今除湯藥字、明不還俗」を反対解釈により、古令(大宝令)では「湯藥」が「還俗」であった、と解釈する。

Bについては、その中の「制」を禁止の意味にとつて、前令(大宝令)は「湯藥」を禁止していたが、今令(養老令)は禁止する限りではない、と解釈する。

Cについては、「湯藥」による治療を大宝「令」が聴している、と解釈する。

A・B・Cの三浦以来(復原についてふれていないので、先に挙げなかったが、近藤芳樹『標注令義解校本』以来というべきか)の解釈に共通する要点を右のようにまとめても大過なからう。ところが、Cの「令」が大宝令であることは、まず疑えないとすると、A・B・Cに関する右の解釈に従うならば、このCの解釈とA・Bの解釈とが矛盾を生じることになる(これをいかに解決すべきか、と先の諸説が出てきたわけである)。Cの解釈を疑えないとすると、疑うべきはA・Bの解釈である。ここで、列挙した諸説のうちでA・Bの解釈について唯一の(辻前掲はCをも参考としているので除外する)異見を示す虎尾前掲書(道が「還俗」の後にあ

ったことを前提にしたものではあるが)に注目してみたい。その指摘によるとA、Bの解釈は次の様に要約できよう(虎尾前掲書一九六〜七)。

A「医方」の質問に対応する「湯薬」だけを問題にすること。大宝令では「湯薬」が「不在禁限」であること。さらに、「明不還俗」を実情乃至穴記の理念的解釈と見ること。こうすれば、「但」以下の但書も生きてくる。

B「制」を禁止の意ではなく、制定の意にとつて、制禁か制「不在禁限」かは未定であること。

虎尾説の解釈とさきの諸説の解釈とを組み合わせると、次の四通りになる。

- (一) A禁止<sup>(還俗)</sup> — B禁止<sup>(制禁)</sup> — C不禁止<sup>(不在禁限)</sup>
- (二) A禁止 — B未定<sup>(制定)</sup> — C不禁止
- (三) A不禁止<sup>(不還俗)</sup> — B禁止 — C不禁止
- (四) A不禁止 — B未定 — C不禁止

これらのうち、A・B・Cを相互に矛盾なく解釈し得るものとしては、(四)しかないことが一見して明らかである。なお、『令集解』に於ける「制」という字には、禁止と制定の両様の用例があるので、ここで制定の意味に解釈しても誤りとはいえないことはいうまでもあるまい。また、道を「還俗」の後と考えるのが自然ではなからうか。というのは、松原(四五)が、古記の語句の配置場所というものは大宝令条文復原にあたって決定的な根拠とはならないのではないかとするけれども、道を「還俗」の後にあつたと考えてみると、その下に

対応する⑤の古記が収まっていることになるわけで、復原にあたっての古記の配置個所も先ずは無視し得ないことは当然であるから。以上によって、道は「還俗」の後、つまり「持呪救疾」の下（⑤の古記の示す語順は「持呪」、「道術符禁」、「湯藥」の順であるから）、にあったと復原できる。

このように復原した結果、道がもし「不在禁限」で、先に復原した「小道巫術」療病が「還俗」ということになる、「道術符禁」と「小道巫術」を各々別事であるとするのが大宝令の立場であったと考えなければならぬわけで、果して、別事とするであつたかどうかについて、次に、あえて憶説を述べてみたい。

「道術符禁」と「小道巫術」を同一のものと考ええる説（黒板前掲論文等）は、「小道」の義解「厭符之類也」（215/1a）・古記（2）—②・穴記「小道、謂符造左道是也」（215/2a）に各々存する「符」を媒介として、「小道巫術」は「道術符禁」であるという推断を下している。しかし、義解が「厭符」とするところを古記は「小厭小符」としているから、この「小」に注目し、さらに穴記が「左道」とまでするところから、「小道」というものは何か脇道ひいては邪道（坂本一六五）にも通じるものとして諸法家に理解されていた、といえないであらうか。また、「小道」に関する先の穴記に「其呪禁、解除等、約小道耳」ともあり、「巫術」の義解に「謂巫者之方術、既是淫耶多端、不可具言」（215/2a）とあるように、「小道巫術」は固有の雑多な呪的民間宗教が外来の道教の影響をもちうむったものであらうと考えられる（渡辺前掲論文八参照）。これに対して「道術符禁」は、⑤の古記が「道士法也、今辛国連行是」とするように、何等非合法のものではなく、これこそが正（ないし本）道として、邪（ないし脇）道ともいふべき「小道巫術」とは対比的に各々別事として諸法家に理解

されていたのではなからうか。これと同様の立場を、大宝令もとっていたといえないであろうか。尤も、前述のところからもわかるように、「小道巫術」と「道術符禁」とは必ずしも判然とは區別し難いこともあって、道僧格等を母法とする大宝令は「道術符禁」を明文として残したが、養老令刪定段階では、「道術符禁」を少くとも対僧尼の法条文としては省き、「道術符禁」による救療は典葉寮の呪禁師等の職掌に委ねられて行く、と見てはどうであろうか。

3) 凡僧尼自還俗者、三綱録其貫屬、京経僧綱自余経国司、並申省除付、若三綱及師主、隱而不申、卅日以上、五十日苦使、六十日以上、百日苦使<sup>⑤</sup>。

① 「三綱、謂寺主、上座、都維那也、其貫屬、謂前本貫并本姓也」(215/9a)、(二葉一四五、井上三五〇)

② 「釈云、僧正僧都律師也、古記無別」(216/1a 釈) から「僧綱」を、二葉(一四五)は復原するようであるし、井上(三五〇)は大宝令にあったとする。令釈が僧綱の内容を示す語句を説明し、かつ、それと「古記無別」であっても、右令釈の中に「僧綱」が提示されていない以上、右古記の中に「僧綱」があった、とは断言できないが、大宝令制以前から僧綱が存在したことを考慮すれば、やはり「僧綱」が大宝令本条にあったとすべきであろう(松原弘宣『古記無別』について『続日本紀研究』一五七号参照)。

③ 「省、謂治部省」(216/2b)、(二葉一四五、井上三五〇)

④ 「師主、謂依止師也」(216/3b)、(二葉一四五、井上三五〇)

⑤ 「苦使、謂役使一種也」(216/6a)、(二葉一四五、井上三五〇)

4) 凡僧尼、將三宝物、餉遺官人、餉遺官人、若合構朋党擾乱徒衆、及罵辱三綱、凌突長宿者、百日苦使、若集論事、辞状正直、以理陳諫者、不在此例

④ 「僧尼將三宝物、餉遺官人、謂為囑請立文、將三宝物遺、雖無囑請猶苦使」(217/1b)、二葉(一四六)は「…立文」迄しか引用していないし、井上(三五一)も、「苦使」にはふれていないが、右古記の説明文中の「苦使」から令文引用の体裁ではないが「苦使」の存在を推定し得よう。

② 「古記云、合構、謂…、朋党、謂…、徒衆、謂…、一云、若合構朋党擾乱徒衆、謂將物送官司、為僧尼以阿党相囑請是」(217/8b)、二葉(一四六)は「一云」以下を引用せず、先の壬辰条(1)―⑥)中の「合構朋党」を本条存在の傍証とするに止まっている。井上(三五一)は「合構朋党擾乱徒衆」が大宝令にあったとする。ただし、この「一云」はその直前に明記された註釈書、即ち古記が引用したものであり、かつ古記所引の「一云」は大宝令を対象とする註釈である(虎尾前掲書一九九・二〇一)から、「若合構朋党擾乱徒衆」と復原できよう。

③ 「罵辱、謂罵也、陵突、謂加諸論語阿奈豆留也、長宿者、謂宿徳者也、又時長老是、問、罵僧綱若為、答、亦同」(218/5b)、(二葉一四六)、井上(三五一)は「長宿」と復原するが、「長宿者」と復原できよう。

④ 「若集論事、謂寺内雜政之、辞状正直、謂是理灼然也、以理陳諫者、枉事正諫也、論義亦同」(218/9a)、(二葉一四六)、井上(三五一)は「若集論事」と「以理陳諫」とを復原するだけであるが、「若集論事辞状正直以

理陳諫者」と復原できる。

5) 凡僧尼、非在寺院、別立道場、聚衆教化、并妄說罪福、及毆擊長宿者、皆還俗、国郡官司、知而不禁止者、依律科罪、其有乞食者、三綱連署、經国郡司、勘知精進練行、判許、京内仍經玄蕃知、並須午以前、捧鉢告乞、不得因此更乞余物。

① 「別立道場、聚衆教化、謂行基大德行事之類是」(219/2b)、(二葉一四七、井上三四九)

② 「并妄說罪福、謂於院内說是、梵天經辭、妄說之類是」(219/4b)、(二葉一四七、井上三四九)、なお、後述5)

—④の古記から「并」の存在は一層明確になる。また、先の壬辰条(1)―⑥)の中の「妄說罪福」は本条の存在を裏付けよう。

③ 「及毆擊長宿者、毆三綱僧綱亦同」(219/7a)、(二葉一四七)、井上(三四九)は「及毆擊長宿」と復原するが、「者」も復原できるのではなからうか。

④ 「国郡司知而不禁止者、謂別立道場所属国郡司是、并字以下不預国郡也」(220/3a)、(二葉一四七)、井上(三四九)は、古記及び統紀養老元年詔(1)―⑥)によるとして、「国郡司知而不禁止者、依律科罪」を復原するが、後段「依律科罪」は、右の根拠だけでは復原できないのではないか。穴記(220/3b)には、「穴云、問、国郡官司知而不禁止者、依律科罪者、未知、何罪、答、古答云、科違令并不孝効等罪」とあり、古答は大宝律令の注釈書であることが明らかになっている(利光三津夫『律の研究』第一部第一章)ので、恐らく「科罪」は存在したであろうとし得るが、「依律」については、「違令并不孝効等罪」が律に規定されていたものであっても、



それだけで条文の字句としての「依律」の存在を推定するのは困難ではなからうか。

⑤「准令云、其有乞食者、三綱連署、午前捧鉢告乞、不得因此更乞余物」(統紀養老元年四月壬辰条)、(井上三  
四九、二葉は、本条の存在推定について、この壬辰条を援用していない)、「准令」とはあるが、「其有乞食者  
三綱連署」・「午前捧鉢」・「不得因此更乞」には、該当の古記がない。しかし、この三者は右の壬辰条文で  
「告乞」・「余物」(5)―⑦・⑧参照)という確かに存在した字句と並んでいることから、三者の存在を推定し  
てもよからう。井上(三四九)は、「午前」を「午以前」とするが、やはり右壬辰条に従っておく。

⑥「精進練行、謂行基大德行事是」(220/9a)、(二葉一四七、井上三四九)

⑦「告乞、謂令告知主人乞、故云告乞也」(221/3a)、(二葉一四七、井上三四九)

⑧「余物、謂衣服財物之類」(221/4a)、(二葉一四七、井上三四九)

6) 凡僧聽近親郷里、取信心童子侍<sup>△①○②○③</sup>、年至十七、各還本色、其尼取婦女情願者<sup>△①</sup>

①「詔曰、……、又依令、僧尼取年十六已下不輪庸調者、聽為童子、而非経国郡、不得輒取、又少丁已上、不須  
聽之」(統紀養老元年五月丙辰条)を二葉(一四九)は、本条の存在の傍証とするが、「依令」とあって、こ  
れ以下は大宝令の説明文(ないし、取意文)ではあるうが、令文とかけ離れた字句は使用していないであろう  
と思われるから「僧」・「童子」・「尼」の大宝令に於ける存在を推定してもよいのではないか。

右丙辰条の「僧尼……不須聽之」を、大宝僧尼令の本条として見るべきものとする三浦(一一二四)に対し

て、これは大宝僧尼令の条文そのものではなく、その註を取ったものであろうから、これによって大宝令文を明らかにすることはできないが、大宝令文には「経国郡」があったことは疑いないようであるとするのが瀧川(四五四)である。たしかに、「僧尼……不須聴之」は、令条文としてはなじまない体裁であり、説明(取意・細則)文と考えられるから、上の瀧川の通りであろう。ただ、「経国郡」の存在には疑問が残ろう。

古記の示すところでは大宝令本条の条文は丙辰条の文言よりも養老令本条の条文に近い、として三浦を批判しているのが二葉(一四九)である(その上、先の瀧川にも言及している)。本条に於ける古記(6)①②③・④の存在状態をみる限り、二葉の通りである。しかし、このことはあくまでも本条「供侍」までの前段についてだけい得るのであって、本条「年至」(『令義解』大系本は、異同を示し、「至年」とする。『令集解』大系本、国書刊行会本、釈義本、いずれも「至年」である)以下の後段については必ずしも二葉の通りとはいえないのではなからうか。とはいっても、後段については、「年至十七各還本色」の個所に対応すると思われる丙辰条中の「年十六已下……又少丁已上、不須聴之」は、先述の通り説明文であると考えられるから、いうまでもなく、これらの字句から直ちに復原を云々することはできない、とする他なからう。

- ② 「近親、謂親属也」(221/5a)、(二葉一四九、井上三五二)
- ③ 「郷里、謂不限遠近也」(221/6a)、(二葉一四九、井上三五二)
- ④ 「供侍、謂仕也」(221/7a)、(二葉一四九、井上三五二)
- ⑤ 「积云、不限年多少也、古記無別也」(221/8a积)、(二葉一四九、井上三五二)、この令积と同一内容の古記は、

尼が婦女を取る場合の何らかの規定が大宝令本条に存在していたことを推測させるに十分である。

7) 凡僧尼、飲酒、<sup>〇〇</sup>食肉、<sup>〇〇</sup>服五辛者、<sup>〇〇</sup>卅日苦使、若為疾病藥分所須、三綱給其日限、若飲酒醉乱、<sup>△△△△</sup>及与人鬪打者、各還俗<sup>①</sup>

① 「食<sup>(誤カ)</sup>宍<sup>カ</sup>五辛者、謂鳥魚之類亦同、飲酒謂不至醉也」(222/2a)、(二葉一五〇、井上三五〇)、二葉・井上とも  
にふれていないことであるが、「飲酒」と「食宍(肉)」を註釈するにあたって、古記は本条文と比べてその順序を逆にしてている。『令集解』の編者が、古記を配置する際に誤ったものであろう(松原参照)。このように考える理由は、「食宍・五辛者」と復原できるところから、この「者」に着目すれば、「食宍・五辛者」は刑罰を示す字句(養老令では、「卅日苦使」)の直前に配されるべきであるからである。『唐六典』祀部郎中員外郎条に「……、飲酒食肉、設食五辛、……」とあるのも、これを裏付けるものであろう。以上によって、大宝僧尼令の本条文も「飲酒」、「食宍・五辛者」の順になっていた、と考える。

② 「僧尼弗擾、謂不飲酒醉乱、及不与人鬪打之類」(568/8b)から「飲酒醉乱」の存在を推定し得る。

③ 「及与人鬪打者、謂与俗人相毆」(222/6a)、(二葉一五〇)、井上(三五〇)は「及与人鬪打」と復原するが、「者」も復原できよう。

8) 凡僧尼、<sup>〇〇</sup>有事須論、<sup>〇〇</sup>不縁所司、<sup>△△</sup>輒上表啓、<sup>〇〇</sup>并擾乱官家、<sup>〇〇</sup>妄相囑請者、<sup>〇〇</sup>五十日苦使、<sup>〇〇</sup>再犯者、<sup>〇〇</sup>百日苦使、<sup>〇〇</sup>若有官司及僧綱、<sup>〇〇</sup>断決不平、<sup>〇〇</sup>理有屈滞、<sup>〇〇</sup>須申論者、<sup>〇〇</sup>不在此例

①「有事須論、謂以身事、須申官、并陳意見者、須緣玄蕃治部、唯凡人者、依公式令、緣弁官耳也、所司、謂治部玄蕃也、輒上表啓、謂進太政官并東宮官也」(223/5a)、(二葉一五〇)、井上(三五〇)は「所司」を復原していない。また、右古記の説明内容から、「不縁」も存在が推定できよう。

②「擾乱官家也、妄相囑請、謂美太良加波志久、官家爾妄相囑請也、官家謂百官也」(224/2b)、(二葉一五一、井上三五〇)

③「僧尼將三宝物、……、不送物直囑請者、依下条、五十日苦使耳」(217/1b)、(二葉一五一)、井上(三五〇)は「五十日苦使」を復原していない。

④「若有官司、謂玄蕃治部也、……断決不平、理有屈滯、須申論者、彈正受須為問也」(225/6b)、(二葉一五一、井上三五〇)

9) 凡僧尼作音楽、及博戯者、百日苦使、碁琴不在制限

①「音楽、謂不相須、与律作楽少義異也、博戯、謂武習力競之類、亦不聽、与俗人少異也、博戯者、雖不賭亦苦使、雜戯皆是」(226/1a)、(二葉一五一、井上三五一)、又この古記から「苦使」の存在も推定できよう。さらにまた、「与俗人少異也」と9)②「僧尼聽」から対比的に「僧尼」の存在も推定し得るのではなからうか。

②「碁、謂賭財雖過多、亦不制、為不聽畜財物故、琴、謂舜五絃琴之類是、一云、琴七絃在徵、僧尼聽」(226/4a)、(二葉一五一、井上三五一)、なお右古記の説明により「不制」の存在推定も可能であろう。

10) 凡僧尼、聽着木蘭、青碧、皂、黃、及壞色等衣、余色、及綾、羅、錦、綺、並不得服用、違者各十日苦使、<sup>○△△</sup>輒着<sup>○</sup>法服<sup>②</sup>、<sup>○</sup>俗衣者、百日苦使

①「木蘭、謂……、青、謂……、碧、謂……、壞色、謂……」(226/6b)、(二葉一五二、井上三五二)

②「綺、謂薄綺、与俗人帶綺少異也、輒去法服、謂脱去袈裟巾飛也、雖不去法服、仍著俗衣者、亦同」(226/9a)、(二葉一五二、井上三五二、三浦一二五、瀧川四五四、坂本一五八)、なお、「与俗人帶綺少異也」から9) | ①と同様に俗人と対比的に「僧尼」の存在推定も可能ではなからうか。

11) 凡寺僧房停婦女、尼房停男夫、<sup>○</sup>經一宿以上、其所由人、十日苦使、<sup>○</sup>五日以上、<sup>○</sup>卅日苦使、<sup>○</sup>十日以上、<sup>○</sup>百日苦使、<sup>○</sup>三綱知而聽者、同所由人罪

①「跡云、古記云、問、僧輒入尼寺、經一宿以上者、若為科断、答、停尼者、依上条停男夫当科、入僧者以違令科也、一云、入僧停尼、並依上条以停男夫婦女罪科」(228/6a跡)とある跡記所引の古記並びに、必ずしも令文引用の体裁ではないが、次の古記「問、男婦年限有、答、無限、唯随状耳、一云、……一云、婦女小兒亦不合聽、唯男夫七歳以下合聽也」(27/3b)から、「停婦女」と「停男夫」とが復原できるといって差支えなからう。なお、二葉(一五二)は後の古記(「唯随状耳」まで)を引用するだけであり、井上(三五二)は「婦」と「男」だけを大宝令にあった字句として復原しているにとどまる。

② 「問、經一宿以上、未知、其理」(227/6b)、(二葉一五二、井上三五二)、なお、11)①跡記参照。

③ 「十日以上、謂無限日也」(228/3b)、(二葉一五三、井上三五二)

12) 凡僧不得輒入尼寺、尼不得輒入僧寺、其有觀省師主、及死病看問、齋戒、功德、聽學者聽

④ 11)①跡記所引古記(必ずしも令文引用の体裁をとらない個所ではあるが)から、「僧」と「輒入尼寺」が復原できる(井上三五三)。二葉(一五三)はこの古記を跡記所引としていないようである。

② 「齋戒功德、謂齋会并造作仏經之類、聽学、謂學問也」(228/9a)、(二葉一五三、井上三五三)

(砂川和義)

13) 凡僧尼、有禪行修道、意樂寂靜、不交於俗、欲求山居服餌者、三綱連署、在京者、僧綱經玄養、在外者、三綱經

国郡、勸美並録申官、判下、山居所隸国郡、每知在山、不得別向他处

① 「禪行修道、謂居不動行道也」(231/2b)、(二葉一五三、井上三五二)

② 「寂靜、謂亦是居不動也」(231/6a)、(二葉一五三、井上三五二)

③ 「問、禪行修道之人不服餌而直欲求山居者得聽以不、答、不合」(231/6a)(井上三五二)

④ 「服餌、謂雜穀既絶以松皮葉并丸葉等充食也」(231/6a)(二葉一五三、井上三五二)

⑤ 「山居所隸国郡、謂所在国郡可是」(232/1b)、(二葉一五三、井上三五二)

- 14) 凡任僧綱、謂、律師以上、必須用德行、能伏徒衆、道俗欽仰、綱維法務者、所舉徒衆、皆連署牒官、若有阿党朋  
 扇、浪拳無德者、百日苦使、一任以後、不得輒換、若有過罰、及老病不任者、即依上法簡換
- ① 「德行、謂賢僧言行可為法則者也」 (232/9a) (二葉一五四、井上三五二)
- ② 「徒衆、謂僧也才智相競徒是也」 (232/9b) (二葉一五四、井上三五二)
- ③ 「道、謂亦是出家之色也、俗、謂俗人也」 (232/9b) (二葉一五四、井上三五二)
- ④ 「欽、謂敬信之義也」 (232/9b) (二葉一五四、井上三五二)
- ⑤ 「綱維、謂法式也」 (232/9b) (二葉一五四、井上三五二)
- ⑥ 「法務、謂佛法々律是也」 (233/1a) (二葉一五四、井上三五二)
- ⑦ 「阿党、謂顏面一種……」 (233/4a) (二葉一五四、井上三五二)
- ⑧ 「朋扇、謂朋党也、阿党一種不為別事也」 (233/4b) (二葉一五四、井上三五二)
- ⑨ 「古記云……一云、犯百日苦使、待經三度合換、以下犯者輒不合換也、案改配外国寺條可知也」 (233/8a) (傍  
 点、筆者、以下同) より推測 (なお、25) 参照)。
- ⑩ 「若有過罰、謂苦使以上皆是……」 (233/7b) (二葉一五五、井上三五二、虎尾前掲書二〇二)
- ⑪ 「老、謂七十以上合致仕也、病、謂長病羸弱不堪任也」 (233/8b) (井上三五二、虎尾前掲書二〇二)
- ⑫ ⑭ — ⑮ の「不堪任也」より推測。

尚、中井真孝氏も古記より④⑥⑩⑪を復原し二葉氏と同じく、大宝僧尼令も養老令のそれとほぼ同文であつたとする(同「奈良時代の僧綱」井上薫教授退官記念会編『日本古代の国家と宗教』上巻一六六)。

15) 凡僧尼、有犯苦使者、修营功德、料理仏殿、及灑掃等使、須有功程、若三綱顔面不使者、即准所縦日罰苦使、其

有事故、須聽許者、並須審其事情知実、然後依請、如有意故、無狀輒許者、輒許之人、与妄請人同罪

①「古記云、問、上准所縦日罰苦使、此文輒許之人同罪、若為分別、答、上文被苦使人無所囑請、然猶三綱有所

顔面不使、所以科主司免罪人也、此文罪人妄為囑請知情相許、所以罪人主司同罪、事意全異也」(236/8a)(二

葉一五六)の「上文被苦使人」より推測。

②「功德、謂造寺院之内仏經并鑄鐘之類是也」(234/3b)(二葉一五六)

③「仏殿、謂塔金堂法堂之類是也、食堂歩廊等類者非也」(234/4a)(二葉一五六)

④「功程、謂一日作物物多少立限也」(234/8a)(二葉一五六)

⑤15)①の「然猶三綱有所顔面不使」より推測。

⑥「顔面、謂阿党一種、俗語也」(234/8b)及び15)⑤(二葉一五六)

⑦15)⑤及び「准所縦日、謂一日不使者、還一日苦使、……為称日故……罰謂科也」(234/8b)(二葉一五

六)

⑧15)⑦の「准所縦日、謂……為称日故」(二葉一五六)



- ⑨ 15) | ⑦の「罰、謂科也」及び15) | ①の「問、上准所縦日罰苦使」(二葉一五六)
- ⑩ 「其有事故、謂身病并本生父母及師主病患死亡之類是也」(235/6b) (二葉一五六)
- ⑪ 「依請、謂更追不合陪役也」(235/7a) (二葉一五六)
- ⑫ 「如有意故、謂既無事故假作逗留相囑請之類也」(236/7b) (二葉一五六)
- ⑬ 15) | ①の「此文輒許之人同罪」(二葉一五六)

16) 凡僧尼、不得移名<sup>①</sup> 若○○○○<sup>②</sup> 並○○○○<sup>③</sup> ○○○○○<sup>④</sup> ○○○○○<sup>⑤</sup> ×××××、×許為方便、移名他者、×還俗、依律科罪、其所由人与同罪

- ① 「不得移名、謂己身還俗、而名与他人為僧是」(237/2b) (三浦一二二七、瀧川四五六、二葉一五六、坂本一六一、中井一四、岩波五四五、井上三四八)、又「上文、移名本僧、以違令罪論」(237/6a) 「上条移名為僧是也」(250/2a) とあるのも参考史料となろう。

- ② 「……若許為方便移名他者、謂移名他人為僧、己亦為僧是」(237/2b) ・「下文方便移名」(237/6a)
- ③ 「並還俗、謂不得移名以下前後僧並還俗、更無留僧也……」(237/4b)
- ④ 「……依律科罪、謂案戸婚律、私入道及度之者杖一百……」(237/5a)
- ⑤ 「其所由人与同罪、謂依律科罪、此令還俗者非……」(237/8a) 22) | ⑤の「上條其所由人与同罪」
- ② 以下⑤迄の復原①に挙げたる諸氏皆同じ。よって略す。但し、瀧川・岩波・井上は②の「若」の語句を復原せず。

17) 凡僧尼、有私事訴訟、来詣官司者、〇〇〇〇〇〇〇〇権依俗形参事、其佐官以上及三綱、〇〇〇〇〇〇〇〇為衆事若功德、〇〇〇〇〇〇〇〇須詣官司者、並設床席

① 「釈云、雜戸陵戸及賤色被認、并逮引囚徒之類、謂私事訴訟也、古記無別、又云来詣 謂到来也」(238 / 3a 釈)  
(二葉一五七、井上三五三)

② 井上氏は「大宝令文として、古記によれば(一)に『私事訴訟』、『来詣』……があつた。」(井上三五三)とするが、先の①「古記無別」以下の「又云来詣、謂到来也」は釈又云の意と解され、復原史料としては採用出来ない(松原前掲『続日本紀研究』一五七号論文四参照)。

③ 「権依俗形、謂参赴之時著俗服、退寺之時著法服也、参事、謂申訴之事也、預於事耳」(238 / 4b) (二葉一五七、井上三五三)

④ 「衆事、謂衆僧事也」(238 / 7a) (二葉一五七、井上三五三)

⑤ 「功德、謂立塔柱之類」(238 / 8a) (二葉一五七、井上三五三)

18) 凡僧尼、〇〇〇〇〇〇〇〇不得私畜園宅財物、〇〇〇〇〇〇〇〇及興販出息、〇〇〇〇〇〇〇〇所・畜・財・物、〇〇〇〇〇〇〇〇成三宝物⑤

① 「不得私財物、謂僧、聽驅使奴一二并乘馬、尼、聽婢一二也……」(239 / 1a) (二葉一五八、井上三五三)、又「為不聽畜財物故」(226 / 2a・226 / 4b) とあるのも参考史料となろう。

② 二葉氏は右の①の古記により、大宝令は「園宅」の二字を飲いていた(二葉一五八)とするが、田令集解官人百姓條の古記に「捨施、謂布施也、不得売易与寺、謂頼売易也、限一年売買非也、僧尼与寺一種也、為不得

私畜園宅故」(367/9b)とあることから、大宝令に「園宅」の二字が存在した可能性も否定できないといえるであろう。

③「……及興販、謂暫向市売買隨身宿具聽之也、出息、謂無利借貸者不禁也」(239/1b) (二葉一五八、井上三五三) 但し、井上氏は「及」の字は復原せず。

④「穴云、所畜財物、或説、放散……或説、成三宝物……」(239/3b穴) より二葉氏は、次の⑤の「成三宝物」の前に「所畜財物」の句があったのではないかと推測される(二葉一五八)。

⑤「両記、成三宝物、謂牛馬奴婢家人並為寺奴婢家人耳、其未出家前所貯財物亦財主任意散放耳」(239/4a穴) の記述をもって、井上氏は「印本で古記に作るのは妥当であるから、大宝令には本条の違反者の財産を没収して三宝物となすとの規定もあったと推定される」とする(井上三五三)。以下の諸氏もほぼ同じことを指摘している(三浦一二八、瀧川四五六、二葉一五八、岩波五四五)。従うべきであろう。

19) 凡僧尼、於道路遇<sup>〇〇〇〇〇〇</sup>三位以上者隱<sup>①</sup>、五位以上、<sup>△△△△△△</sup>斂馬相揖而過<sup>②</sup>、若步者隱<sup>△△△△△△</sup><sup>③</sup>、若步者隱<sup>△△△△△△</sup><sup>④</sup>

①「遇三位以上者隱、謂若不堪隱者亦斂馬立側、有步者亦同也」(239/7a) (二葉一五八、井上三五四)

②「釈云、若無処可隱者、五位下馬耳、一云、五位不可下馬也、神龜五年三月廿八日格云、外五位若有步行僧尼急逢道路者、下馬過去也、古記無別、但無一云之説」(239/9a積) より「五位」の、先の①の「三位以上」との対応上「以上」の各語句の存在が推測しうるだろう。

③ 先の①の「亦、斂馬、立側」より推測。

④ 井上氏は「大宝令文は古記によって……『若歩者隠』があったことが知られる」(三五四)とするが、「若歩者隠」と確実に復原しうる「古記」の存在を確認することは出来なかった。①の「若……有歩者亦同」より「若歩者隠」の語句の存在を推測し得るに止まるであろう。なお又、②の令釈等所引の神龜五年格も参考になろう(但し大系本「類聚三代格」二二九は「急」を「忽」に作る)。

20) 凡僧尼等身死、三綱月別経国司、国司毎年附朝集使申官、其京内、僧綱季別経玄蕃、亦年終申官<sup>〇〇〇〇〇〇</sup>

① 「亦年終申官、謂省惣目錄申官也」(240/5b)より「亦年終申官」が復原しうるのみ(二葉一五九、井上三五三)。

尚、釈云所引養老七年七月廿日太政官処分「僧尼死去并犯罪還俗者、収其公驗、進於弁官隨即毀之、寮案注犯罪還俗字以官印々之、又入師位并遷寺及還俗者、収其公驗仍於紙後具顯由状安置於省、寮案注入師位遷寺還俗字以官印々之」(240/4a 釈)とあるが、これは養老四年正月「始メテ僧尼ニ公驗ヲ授」けたこと(但し「告牒」ではない)による新たな太政官処分である。養老僧尼令では「僧尼自還俗」の場合の手続を3条に、「僧尼等身死」の場合のそれをこの20条に規定しており、養老七年の太政官処分「僧尼死去并犯罪還俗者」と「入師位并遷寺及(自)還俗者」にほぼ対応している。公驗の処理と官への申告とは若干ニュアンスが違うが、先の対応関係から、大宝令にも「僧尼死去(身死)」の場合の手続規定が存在していたと考えてもよいであろう。

(井上氏は養老七年七月の太政官処分は本条(20条)を補改するもの(井上三五三)と言っておられるが、3条及び20条で規定する除附及び申告の手續と養老七年太政官処分との公驗の処理とは、理論的に區別しうるもの(と考える。)

21) 凡僧尼有犯、准格律、合徒年以上者、還俗、<sup>送官司依常律推斷①</sup>、許以告牒当徒一年、若有余罪、自依律科断、如犯百杖以下、每杖十令苦使十日、若罪不至還俗、及雖心還俗未判訖、並散禁、如苦使条制外、復犯罪不至還俗者、令三綱依仏法量事科罰、其還俗、并被罰之人、不得<sup>禮</sup>告本寺三綱及衆事、若謀大逆、謀叛、及妖言惑衆者、不在此例

①この部分の復原史料は「古記云、問、僧、尼、犯、徒、以、上、送、官、司、依、常、律、推、断、又、初、條、云、奸、盜、依、法、律、付、官、司、科、罪、又、獄、令、云、凡、犯、罪、徒、以、上、及、奸、盜、依、律、科、断、余、犯、依、僧、尼、法、未、知、此、三、條、若、為、分、別、答、初、條、犯、色、別、撰、立、制、不、論、輕、重、此、條、犯、色、不、別、唯、論、輕、重、其、獄、令、為、拷、法、禁、法、立、文、各、当、條、隨、見、義、制、彼、此、不、合、交、涉、也、貫、屬、謂、本、貫、屬、姓、也、其、條、制、無、文、罪、至、徒、謂、誣、告、得、反、坐、之、類、是、問、犯、徒、以、上、与、罪、至、徒、者、若、為、分、別、答、一、同、非、別、事、也」(241/3b)がほぼ唯一の史料であるといえる。しかし、その復原に關しては、別表に示した如く、諸説入り乱れて判然としない(中井真孝氏の復原は中井に、橋本政良氏の復原は前掲『続日本紀研究』一七四号論文による)。ただ「僧尼犯徒以上送官司依常律推断」「貫屬」及び「罪至徒」の語句の存在推定については諸氏異論はない。従つて問題を指摘すれば次の様になるであらう。

<p>復原大宝令文 義老令文</p>	<p>三浦</p>	<p>瀧川</p>	<p>二葉</p>
<p>①凡僧尼有犯准格律合徒年以上者還俗</p>	<p>凡僧尼犯徒以上送官司依常律推斷……貫屬……其條制無文罪至徒(亦同) △「還俗」ノ文字ナシ▽</p>	<p>同上 △但シ(亦同)トハ推測セズ▽</p>	<p>凡僧尼犯徒以上送官司依常律推斷……貫屬……罪至徒者還俗 △「其條制無文」ハ古記ノ注釈ト解スル▽</p>

<p>復原大宝令文 義老令文</p>	<p>中井</p>	<p>橋本</p>	<p>井上</p>
<p>①凡僧尼有犯准格律合徒年以上者還俗</p>	<p>凡僧尼犯徒以上送官司依常律推斷 △但シ「貫屬」「罪至徒」ハ註文ト見做ス▽</p>	<p>凡僧尼犯徒以上還俗送官司依常律推斷……</p>	<p>凡僧尼犯徒以上送官司依常律推斷……「罪至徒」……「還俗」 △「貫屬」ノ存在推定▽</p>
<p>②許以告牒当徒一年若有余罪自依律科断</p>	<p>当該語句ナシ</p>	<p>中井氏ニ反論、当該語句ノ存在ヲ推測</p>	<p>同上 △但シ証明が若干異ナル―本文参照▽ ①ノ後半若クハ②ノドコカニ「会赦者尚還俗」ノ文ノ存在ヲ推定</p>
<p>③如犯百杖以下每杖十令苦使十日</p>	<p>存在ヲ推定、①ノ復原語句ニ直統セシム</p>		

a) 養老令の「還俗」は、大宝令では「依常律推断」に吸収されていたか（三浦、瀧川、中井）、大宝令にも「還俗」の語句が存在したか、存在したとした場合、その位置如何の問題（二葉、橋本、井上）。

b) 古記の「其條制無文……」を古記の注釈と解するか（二葉）、大宝令文と見做すか（三浦、瀧川）。

c) 「貫屬」「罪至徒」は注文であったか、本文であったか（中井）。

以上の三点について以下検討を加えてみたい。

a) に関して「僧尼犯徒以上」の場合、初条と同じく「還俗」せしむる処分であったことを認める点ではほぼ諸氏一致する。従って相違点は「還俗」の語句が大宝令に存在したか否かという点のみである。

最初に大宝僧尼令にも「還俗」の語句が存在するとして、その復原条文を示されたのは二葉氏である（二一〇）。氏は大宝僧尼令に「罪至徒」という言葉があるのは、『それを何等かの処分に附することをいうものであるから、そこには還俗という言葉がつくと考えるべきではないかとされ、その根拠として『唐律疏議』名例<sup>(23)</sup>比徒条を挙げ、徒に相当する「誣告得反坐」はまず還俗であるから「罪至徒」は還俗すべきものであったと考えられるのではないかとされ「……罪至徒者還俗」と復原しておられる。

そもそも名例律比徒条は、鬪訟律<sup>(41)</sup>誣告反坐条を適用する場合の特例を定めたものである。つまり誣告反坐は本来、流罪を誣告したものには流罪を、徒罪を誣告したものには徒罪を反坐するものであるが、比徒条では俗人が官人の除名免官等に、僧尼の還俗苦使に当たる罪を誣告した場合の、特権を有していない俗人の反坐到科すべき罪の比定のし方を定めたものである。例えば俗人が僧尼の還俗に当たる罪を誣告した場合には徒一年

の、苦使十日に当たる罪を誣告した場合には答十の反坐を俗人に科することを示している。従つて還俗に相当する誣告の反坐は徒であつてもその逆ではあり得ない。つまり僧尼が誣告反坐を得る場合、還俗に当たる罪を誣告すれば還俗に、苦使に当たる罪を誣告すれば苦使に反坐され、俗律で徒に当たる罪を誣告すれば当然徒に反坐されるわけである。ここでいう「誣告得反坐」「罪至徒」とはそのような場合をいうのである。従つて僧尼が徒二年に当たる罪を誣告すれば、当然徒二年の反坐が科せられ、単なる「還俗」という処分で済まされることは、律令の精神からも許容できない。「(条制無文)罪至徒」の場合の処分は三浦氏のように「犯徒以上」の場合と同じであつたと解するのが妥当であろう。

中井氏は、私説と違つて観点から二葉氏を批判しているが、その中で14条方便条に「還俗依律科罪」とあるのは丁寧な表現で、外法たる律により刑罪を科するためにはまず還俗せしめることを要したのであるから、「還俗」の文言はなくても実は還俗を前提としているとされ、大宝令には還俗の文言はなく、養老令は「依常律推断」の文を「還俗」に改訂したとされている。

これに対し橋本氏は、(1) 条文を省略した形で明法家が検討を加える例は古記そのものにも拾うことができ、「犯徒以上」と「送官司」の間に本文の省略がなかったとは言い切れないこと、(2) 初条の积云所引の和銅元年正月廿二日格に「太政官処分、僧尼犯徒以上還俗、応徒会赦免者聽為僧尼也」とあることの二点から中井氏の復原に加えて「凡僧尼犯徒以上還俗、……」の還俗が入り得ると思つたとされている。

氏の根拠に加ふるに、



(1) 大宝僧尼令同条下文に「合還俗<sup>〇</sup>」(考)未(断之間)散禁「條制外犯罪不至還俗<sup>〇</sup>」とあり、還俗についてかなり問題にしており、同条上文に「還俗」の規定が存在したことを窺わせること

(2) 後述の如く「貫屬」は、還俗を前提としての規定であると考えられること

(3) 大宝僧尼令方便条に「還俗依律科罪」という表現が存在したこと

(4) 僧尼令集解5条古記に「……自余僧相毆打、杖罪以下、随状罰苦使不還俗、徒以上依律……与他人闘打者依下条(7条—筆者注)亦還俗也」(219/7a)とあり、又同7条古記に「……二僧相打者依下条(21条—筆者注)耳」(222/6b)とあり、「杖罪以下」の場合は、還俗せず「苦使」を科し「徒以上」の場合は、還俗して「依律」罪を科したと推測せしむること

以上の四点も補強証拠となる。橋本氏に従って「凡僧尼犯徒以上還俗、送官司依常律推断」と推定しておく。なお井上氏も「還俗」の文字を復原しておられる(三〇〇)。但し根拠は明示されていない。

b) について二葉氏は「これは意義不明で大宝令の本文にあったのか、『古記』の註釈であったのかかわからない」とされるが、古記の通例の引用の仕方からみて大宝令条文であったと見做してよいであろう。a) でも述べた如く「誣告得反坐之類是」の註釈の存在からも三浦氏に従って「其條制無文罪至徒(亦同)」と復原しておく。但し、本語句の位置は不明である。

c) については古記に「注云」と明記されていない以上どちらとも決しかねる。ただ注文であった可能性も否定することは出来ない。少なくとも注文的意味合いの文の一部であるということは言えよう。

なお「貫属」は、自還俗条にも規定されており、古記云……其貫属、謂前本貫并本姓也(215/9a)参照、この条の貫属も還俗を前提としてその申告手続について述べた文の一部であるかも知れない。20—①の太政官処分を参照するに、「(自)還俗」に対する「犯罪還俗」の場合の手続規定が21条に存在した可能性も否定出来ないからである。但し、本語句の位置は不明である。

最後に、井上氏が「会赦者尚還俗」の語句が大宝令本条に存在した可能性を示唆されていることにつき検討を加えてみたい。氏が挙げられるその根拠は、

イ) 本条集解穴云に「……問、僧尼会赦降何、答、依本格立会赦者尚還俗文、今此令除会赦文……」(248/5a穴)とあり、讚云にも同様のことが見える(249/3a讚)。従って道僧格にこの文が存在し、養老令で削除されたことは確実であること

ロ) 延喜判事式には「凡僧尼犯徒以上、還俗応徒、若会赦免罪者、聴為僧尼」とあり九条家本には「和銅元年、太政官処分」なる注記がある。この処分は、大宝令には永徽道僧格と同じ「会赦者尚還俗」なる規定が存在していたが、これを改正したものとみなすとき安定的な解釈が得られること

の二点にまとめられる。△尚、和銅元年太政官処分は、釈云所引の「刑部省例」にも見える(211/3a釈)。虎尾前掲書二〇〇

イ) について秋月観映氏、二葉氏共道僧格の復旧条文としてこの文を取り上げておられない。恐らく両氏共僧尼令集解21条穴説讚説所引の「本格」のこの文を、僧尼令第1条相当の道僧格にある「獄成者(之後)雖会赦

猶還俗」の文の取意文と解したか見落とされたかどちらかであろう（秋月前掲『歴史』六一、同前掲『東方宗教』一五〇、二葉二二二）。取意文の可能性を全く否定することは出来ないが、僧尼令第1条の諸明法家が「会赦尚還俗」とは表現していないので井上氏に従っておく（なお中井氏が<sup>ロ</sup>の和銅元年太政官処分は「道僧格の『雖会赦猶還俗』とある身分復帰の制約を緩和したものとして注目しておかねばならない」（同「僧尼令における犯罪と刑罰」大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』三三三）とされるのも、1条21条相当の道僧格文を混同されたためであろうか）。

ロ)に移る前に僧尼令1条と21条との関係について整理してみると、

1条は、「罪軽キト雖ドモ」閏刑を認めず律に依って科罪することを定める。△但し義解は「罪雖輕猶還俗、不可更論本罪」（211/2a）√なお道僧格では「獄成者雖会赦猶還俗」する定めであった（養老令削除）

21条は、「犯徒以上」者は還俗した上で律に依って科断すること、その際官人の「官当」に近い性質の「告牒当」を認めることその他を定める。なお道僧格では「会赦者尚還俗」する定めであった（養老令削除）

となる。従って問題としている大宝僧尼令における僧尼「会赦」の場合の処分は、道僧格を大宝令が継受する際、次の三つのケースが想定されよう。

- (1) 1条21条共、先の道僧格文と同文を規定した
- (2) 1条では道僧格文を削除したが、21条には残し「会赦者尚還俗」と規定した（井上説）
- (3) 1条21条共、僧尼会赦の場合の処分について一切規定を設けなかった（恐らく通説）

「古記」のみによる復原に固執する限り(3)説が妥当であり、他の明法家が道僧格は問題にしても、大宝令と養老令の当該箇所との異同につき一言も書いていないことも(3)説に加担する。

従って(1)説(2)説を支持する場合、すべては(1)の和銅元年「太政官処分」をどの様に理解するかにかかっている。

ここで大宝令制定以後和銅五年に到る迄の「赦」の実例を続日本紀によって調べてみると

○大宝元年(七〇一)十一月十七日太政官処分「承前有恩赦罪之日、例率罪人等集於朝廷、自今以後不得更然、赦令已降令所司放之」

○大宝二年(七〇二)四月八日

「大赦天下、唯盗人不在赦限」

○同年九月廿三日

「大赦天下」

○同年十二月十三日

「大赦天下」

○慶雲四年(七〇七)七月十七日

「大赦天下、自慶雲四年七月十七日味爽以前、大辟罪以下罪無輕重、已発覚未発覚、威赦除之、其八虐之内、已殺訖及強盜窃盜、常赦(所)不免者並不在赦例、前後流人非反逆縁坐及移郷者、並宜放還」

○和銅元年（七〇八）正月十一日

「大赦天下、自和銅元年正月十一日昧爽以前、大辟罪已下罪無輕重、已發覺未發覺、繫囚見徒咸赦除之、其犯八虐故殺人謀殺人已殺、賊盜、常赦所不免者不在赦限、亡命山沢挾藏禁書（軍器）百日不首、復罪如初」

○和銅五年（七一二）九月三日

「宜大赦天下、其強竊二盜、常赦所不免者並不在赦限、但私鑄錢者降罪一等」

となり、大宝二年度以降久しくなかった大赦が、和銅二年「太政官処分」の約半年前及び十一月前に相次いで令せられたことが判明する。しかもその文言はより律令に習熟した表現がなされている。特に「八虐……常赦所不免者不在赦限」の文言が初めて見えることに注目したい。この様な時期に先の「太政官処分」が出されたのである。

ここにおいて政府は、刑罰を担当する所司の一つである刑部省は特に、「常赦所不免」や「赦除之」者を明らかにする必要がある。官人俗人については律に規定してあり問題はないが、律に規定していない僧尼をどう取扱うか問題になったのであろう。道僧格において僧尼令1条21条にあたる罪を犯した場合いづれも「雖会赦猶還俗」「会赦者尚還俗」とすべてははっきり規定してあったのを、大宝僧尼令ではこれらの文言を削除してあったことから、政府はこの時初めて赦の適用について僧尼の場合「犯徒以上還俗応徒会赦免者聽為僧尼」と明確な処分を定めたのであろう。虎尾氏が神龜年間に編纂されたとされる諸司例の性格の特徴を述べて、その「規定内容は、その発令形態に示される如く、事の小さなものであって、あくまで『式』と呼ばれるにふ

さわしいものであった」とされていることは右の推定を支持するものである(前掲書三五)。

少なくとも形式上、天皇大権に属する「赦」の適用に関する重大な変更改正を「刑部省例」となる様な「太政官処分」をもってなしたとは到底考えられない。

そう解して初めて集解所収諸明法家が古令(大宝令)ではなく道僧格を引合いに出し、第1条では「並依法律付官司科罪」の際まず「還俗」すべきかどうかを問題とし、21条では道僧格文「会赦者尚還俗」を削除する以上「縦八虐赦免不還俗」のは当然であり、ただ僧綱三綱等の場合は官人に准じて還俗はしないが見任の職を解くと説明しているのも首肯しうるのである。

以上(1)(2)の説が支持しがたいことは明らかであろう。従来通り(3)説に従うのが妥当である。

② この部分の「告牒当」の制度が大宝令に存在しなかったのではないかとの仮説を提唱されたのは中井真孝氏である(中井、同『日本古代の仏教と民衆』五八も同旨)。氏は、

イ) 古記が告牒当やこれに関する僧尼公験に何ら言及していないこと

ロ) 告牒当に関連する僧尼公験の史料の初出が養老四年であること

ハ) 養老令の刪定とロ)の公験発給とは相関関係にある可能性があること

の三点をその主たる根拠として挙げるが、これに対し、橋本政良氏は、

イ) 明法諸家が何れも大宝令に「告牒」の規定がなかったと明言していないこと

ロ) 同条集解所収の「古答」「古説」に含まれた「告牒」の論点が検討されていないこと

ハ)注ではあるが、唐名例律<sup>(23)</sup>比徒三年条及び養老律のそれ「……応還俗比徒一年……」を引き、中井氏の説では唐律の規定が大宝律に継受されず、養老律で始めて継承されたことになるが、その点を明らかにしたいこと

等を根拠に、中井氏の仮説に疑念を表明した(同前掲「続日本紀研究」一七四号)。

この橋本氏の疑念をより明確にされたのが井上光貞氏である。氏は、

イ)本条集解讚説所収の「古答」は利光三津夫氏が指摘することく(利光前掲書第一章)大宝令の注釈書であるから、大宝令本条に「告牒」の二字があったことは疑いないこと

ロ)告牒Ⅱ公驗とは必ずしも言い切れないこと(イ)の古答の説参照)

ハ)道僧格にも「告牒」の二字があったことは明らかであり、永徽道僧格(A)↓大宝令(B)↓養老令(C)の関係において、AにもCにもある「告牒」のことがBにはなかったというのは不自然であること

以上の三点から、文面は同じかどうか不明だが、大宝令にも「告牒当」の規定が存したとの結論を導きだしている(井上二九九)。従いたいと考える。

- ③ 中井氏は「古(記)云、徒罪并合還俗者未断之間散禁耳、問、此条答以上罪依何法合禁、所以起問者、下條云、罪不至還俗及雖応還俗未判訖並散禁者、即知、犯杖答合苦使之色已可散禁、(下略)」(214/1b)と一連の問答も古記の註釈と理解した上で、僧尼の俗人における「答杖」が「苦使」に換刑される先の註釈の存在をもつて、③の該当語句が存在した可能性があるとし、又④も復原するが(前掲論文一一)、「問此條」以下は讚記

の説もしくは集解の地の文と考えられるので復原史料としては採用出来ない。ただ、非寺院条古記に「……自余僧相毆打、杖罪以下、随状罰、苦使、不還俗、徒以上依律也」(219/7a)とあることから③に「杖以下」を「苦使」に換刑する趣旨の文が存在したと推測しうるであろう。

④「古記云、……禁法在下、但得罪并合還俗者未断之間散禁也」(211/3b)及び211-③の「古(記)云」は当該文の取意文と考えられ同趣旨の文が大宝令に存在したと推測し、これにより「応還俗」「未」「散禁」の語句が推定しうるであろう。

⑤「條制外犯罪不至還俗、謂及坐杖以下是、條制、謂此令條是不預他律令卷数也」(246/2b) (三浦一二二九、二葉一六〇、中井一一、井上三四六)

⑥「不得糺告本寺三綱及衆事、謂還俗苦使之類也、其他寺僧犯者合糺告也、問知俗人犯者糺告以不、答凡僧尼於俗人不預身事并寺事及謀叛以上以外不合糺告也」(247/4a) (三浦一二二九、瀧川四五七、二葉一六一、中井一一、井上三四六)

⑦ 211-⑥「謀叛以上」より存在を推測(二葉一六〇)。中井氏は「謀大逆、謀叛、及妖言惑衆者、不在此例」の文は唐鬪訟律39条「諸知謀反及大逆者、密告随近官司、不告者絞、知謀大逆謀叛、不告者流二千里、知指斥乘輿及妖言、不告者、各減本罪五等、(下略)」の文の意をとったものとし、当該文の存在の可能性を指摘しておられる。養老律もほぼ同文で、大宝律当該条の存在も古記の「謀叛」から推測出来ないこともないが、全文の復原がなされていない現段階では、中井氏の指摘は、やはり一つの可能性にとどまるであろう。



22) 凡有私度及冒名相代、并已判還俗、仍被法服者、依律科断、師主三綱、及同房人、知情者各還俗、雖非同房、知情容止、經一宿以上、皆百日苦使、即僧尼知情、居止浮迷人、經一宿以上者、亦百日苦使、本罪重者、依律論。

① 「古記云……答、上條知情官司并僧綱等、並依律与同罪、故不称還俗也、此條知情師主以下各還俗、不預所由官司、故不称与同罪也、然則僧綱三綱依私度及冒名相代之人還俗、并依律科罪、唯依已判還俗之人直還俗、依律無罪、其師主及同房知情者各還俗、依律無罪法也」(250/7a) より大宝令に「私度及」の句が存在したと推定する。中井氏も同趣旨か(中井一五)。

② 「冒名相代、謂上條移名為僧是也……」(250/2a) (二葉一六一、中井一五、井上三四八)

③ 先の①の「唯依已判還俗之人」より存在推定。中井氏も同趣旨か(中井一五)。

④ 「依律科断、謂依戸婚律皆以私入道罪論」(250/4b) (二葉一六一、中井一五、井上三四八)

⑤ 「問、師主三綱及同房人知情者各還俗、又上條其所由人与同罪、未知此二條若為分、答……」(250/6b) (二葉一六一、中井一五、井上三四八)

⑥ 「雖非同房、謂同寺別房并他寺……」(251/4b) (二葉一六一、中井一五、井上三四八)

⑦ 「……浮迷人、謂非浮逃雖學問年十七以上長房止者不合止宿、郷里往來者非也」(251/5a) (二葉一六一、中井一五、井上三四八)、「止」字の存在も推測されよう。

⑧ 「依律論、謂案捕亡律、凡知情藏隱罪人、若過致資給……」(251/7a) (二葉一六一、中井一五、井上三四八)

23) 凡僧尼等、令俗人付其経像、歴門教化者、百日苦使、  
 △<sup>①</sup>○<sup>②</sup>○<sup>③</sup>○<sup>④</sup>○<sup>⑤</sup>○<sup>⑥</sup> 因此乞財物過多者以詐欺取財物論<sup>④</sup>・徴・令・還・主<sup>⑤</sup>○<sup>⑥</sup>  
 ○<sup>①</sup>○<sup>②</sup>○<sup>③</sup>○<sup>④</sup>○<sup>⑤</sup>○<sup>⑥</sup> 者依律論

①「古記云……一云、……若僧令童子直遣教化仍乞余物者、童子以詐欺論、僧以苦使科、不乞余物者童子無科……」(251/9b)及び23)③の「僧一等」は、「僧」の語句の存在を推測せしむる。

②「俗人、謂童子之類也、経像、謂経并仏像也、歴門教化、謂遣俗人及自率亦同也、一云、一身独教化亦同……」(251/9a) (二葉一六二、井上三五一)

③ 23)①の「僧以苦使科」又「古記云……一云……一云、俗人減僧一等合杖九十」(252/4b)より、僧には俗人杖一百の閏刑「百日苦使」を科したものと推測される。積云に「……一云、俗人從者、減僧一等合杖九十、若俗人首者杖一百、僧亦百日苦使、為條立文故也」(252/4a積)とあるのも傍証となろう。なお令積所引「一云」の性格については、虎尾前掲書二〇六参照。

④「古記云……、一云……因此乞財物過多者以詐欺取財物論、過多、謂計贓百杖以上、物徴合還主也……」(251/9a)より「因此乞財物過多者以詐欺取財物論」の語句の存在が推測されるであろう(三浦一二二四、瀧川『令集解釈義』一二四標註、二葉一六三、虎尾前掲書二〇五)。又、僧尼令集解非寺院条「不得因此更乞余物」の積云に「……道僧格、乞余物、准僧教化論、一云、直云己身服用而乞者、科違令罪、若詐云為功德者、以詐欺科」(221/3b積)とあるのも傍証になろう。道僧格教化条に「乞余物(財物)」に対する何らかの規定(恐らく以詐欺論)が存在したことをうかがわせ、大宝令もそれを踏襲したと考えられるからである。

⑤ 23) ④の古記に影響をうけた「釈云、因此乞財物過多者以詐欺取財物論、物徵令還主、其俗人者依律論、除童子以外他人以違令科、一云……」(252/3a 釈)より、大宝令に「物徵令還主」の語句が存在したと推測される(二葉一六四、虎尾前掲書二〇六)。

⑥ 「其俗人者依律論、謂除童子以外他人以違令科、一云……」(252/4a) (二葉一六三、井上三五二)

24) 凡家人奴婢等、△△△△△△若有出家、後犯還俗、及自還俗者、並追歸旧主、各依本色、其私度人、縱有經業、不在度限

① 「各依本色、謂官戸奴婢亦同也」(253/3b)とあり、官戸公奴婢↕家人私奴婢の対応が認められ、大宝令に於ける当該語句の存在が推測される。24) ②も傍証となろう。

② 「若有出家、謂本主放与出家也、先放賤従良者非也」(253/1a) (二葉一六四、井上三五三、中井二三)

③ 24) ①に依る(二葉一六四、井上三五三、中井二三)。

④ 「經業、謂所知經論也」(253/4b) (二葉一六四、井上三五三)

25) 凡僧尼、△△△△制有禁約<sup>②</sup>、××××××有犯百日苦使、△△△△△△△△經三度、改配外国寺、仍不得配入畿内

① 「古記云……問、改配外国寺、未知、外国僧尼、若為処断、答、更無所遣、唯雖有徳業、不得配入畿内耳」(254/1a)より推測する。

② 「古記云、制有禁約、謂此僧尼令諸條也……」(253/9b)により、二葉氏は「大宝令の本文は、養老令と違」

て「制有禁約」の句があって、「有犯百日苦使」の上についていたのではないか」(二葉一六五)とされる。従うべきであろう。三浦氏も同趣旨と取れる(三浦一一三〇)。存在推定(瀧川『令集解釈義』二二六標註、岩波二二三)。

③ 14—⑨「古記云……一云、犯、百日苦使、待經、三度合換、以下犯者輒不合換也、案改配外国寺條可知也」(233 / 8a)より「犯百日苦使」及び「經」が復原しうるであろう。

④ 「……三度、謂赦後三度也……」(253 / 9b) (二葉一六四) 及び23—③より推定。

⑤ 25—① (二葉一六四) 及び25—③より復原推定。

⑥ 25—①の「不得配入畿内」より推定(二葉一六四)。

26) 凡齋会、不得以奴婢、牛馬、及兵器、充布施、其僧尼不得輒受

① 「古記云、奴婢、謂家人同也、牛馬、謂雜畜同也、兵器、謂大斧小斧刀子針之類者非也」(254 / 6b) (二葉一六五、井上三五三)

27) 凡僧尼、不得焚身捨身、若違及所由者、並依律科断

① 「道、謂出家也、俗、謂在家也」(254 / 9a)より「僧尼」の代りに「道俗」が用いられていたと推測される(三浦一一三〇、瀧川四五七、二葉一六六、中井一五、岩波五四八、井上三四九)。

②「……焚身、謂燈指燒尽身也、捨身、謂剥身皮写経并称畜生布施而自尽山野也」(254/9b) (二葉一六五、中井一五、井上三四九)

③「所由、謂知情并受雇債人也、依律、謂詐偽律詐病條具文也」(255/3a) (二葉一六六、中井一五、井上三四九)

④ 大宝僧尼令方便条は「(凡僧尼)不得移名、若詐為方便移名他者、並還俗、依律科罪、其所由人与同罪」と復原出来、この27条と極めて似通った条文構成を有している。特に「不得——若——者、並依律科罪(断)」はほぼ同形といっても良いであろう。この対応関係から、この条の大宝令に、「不得」「若」「科罪(断)」の各語句が存在していたと推測することも一つの可能性として認められよう。

尚、三浦氏は集解に「古記云、所由……具文也、凡寺物在畿外者遣僧一二人檢校者聽之、凡官司遣僧綱、若僧綱申官司公文並為牒、檢養老三年十二月七日格、太政官牒僧綱、治部省牒僧綱所」(255/3a)とあることから「凡寺物在畿外者遣一二人檢校者聽之」及び「凡官司遣僧綱、若僧綱申官司公文並為牒」の二条を大宝令逸文と推測されている(三浦一一三〇)。瀧川氏も「それ或ひは然らむ歟」(瀧川四五八)とされ、以降この説を踏襲される研究者も少なくない(例えば、井上薫前掲論文一三九注③、中井真孝14)⑩前掲論文一九九註(四)。しかしこの二条は、早川庄八氏が詳論されたごとく『八十一例』の条文と見做すのが妥当であろう(同氏「奈良時代前期の大学と律令学」五味智英・小島憲之編『萬葉集研究』第七集二八〇以下、岩波『律令』公式令補注12 b 六四八、および同補注89 a 六七〇)。井上氏も早川氏の説に賛同する(井上三四四)。

神戸学院法学

(二六六) 一三六

(成瀬高明)

本稿は矢下記念法制史基金の助成による研究成果の一部である。厚く謝意を表す。